

香川県自動車継続検査用確認システム（かがわJKシステム）Q&A

【目的】

Q1：どのようなシステムですか？

A1：自動車の「登録番号（ナンバープレートの番号）」と「車台番号の下4桁」を入力することで、香川県が課税する自動車の自動車税が納付されているか（＝車検を通すことのできる状態にあるか）を照会・確認できるシステムです。（以下「本システム」といいます。）

Q2：どのような人が本システムを利用できますか？

A2 ・自動車税の納税義務者
・納税義務者から委任を受けた方（車検処理業者等）です。
※権限のない方は使用できません。

Q3：納税証明書は原則不要としているのに、どうして本システムが必要なのですか？

A3：車検時に必要となる自動車税の納付確認の電子化（自動車税納付確認システム。以下「JNK S」）により、全国の運輸支局の窓口で車検対象自動車の自動車税の納付確認が可能です。そのため、納付済みであれば原則として納税証明書の提示は不要です。

しかしながら、JNK Sは運輸支局が自動車税の納付を確認するためのものであり、自動車税の納税義務者の方等が、自らで自動車税の納付を確認できる仕組みがこれまでなかったことから、本システムを導入したものです。

【システム】

Q4：利用者（ユーザ）登録は必要ですか？

A4：必要ありません。日中にご連絡が可能な電話番号をご入力いただくことで、ご利用いただけます。

Q5：一日の利用回数制限はありますか？

A5：原則として、制限はありません。

同日に、同一の車両に対して、連続して一定回数以上の照会が行われた場合、利用制限されることがあります。

Q6：パソコン・スマートフォン・タブレットで照会できますか？

A6：インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォン・タブレットでご利用いただけます。

パソコンの場合：一度に最大 10 件まで照会が可能です。

スマートフォンの場合：1 件ずつの照会となります。

タブレットの場合：タブレットの種類やブラウザの設定により、異なることがあります。

Q7：利用可能な時間はいつですか？

A7：原則として、24 時間・365 日利用可能です。ただし、メンテナンス等を実施する場合、利用できないことがあります。（利用できない場合には、本システム内でお知らせします。）

Q8：照会結果が更新されるタイミングはいつですか？

A8：通常1日1回、前日時点のデータを、当日の朝に更新します。収納データの処理の関係上、照会結果の更新のタイミングは異なりますが、遅くとも11時には最新の情報に更新予定です。

Q9：他県ナンバーの自動車もこのシステムで照会できますか？

A9：本システムで照会できるのは、「香」・「香川」・「高松」で始まるナンバーの普通自動車です。他県ナンバーの車両については、本システムでは照会できません。また、本県ナンバーの車両であっても、県外から転入した車両については、照会できないことがあります。

自動車税の賦課期日（税金がかかる基準日）：毎年4月1日

X年4月1日現在でY県ナンバーの車	X年4月10日に香川ナンバーに変更
X年度の課税自治体はY県	X年度分の納付確認は本システム（香川県）では検索不可。 ※（X+1）年5月31日以降に可能となります。

Q10：軽自動車や自動二輪車はこのシステムで照会できますか？

A10：軽自動車や自動二輪車は照会できません。管轄の市町にお問い合わせください

Q11：納付済みですが、本システムで「×」となっている場合、JNK Sでも同じように未納となるのでしょうか。

A11：基本的には、JNK Sと本システムでの照会結果は同じとなります。
ただし、システムトラブル等により、JNK Sと本システムのシステム間でのデータ連携ができなかった場合等は、結果に差異が生じる場合があります。（差異が生じていることが判明した場合は、本システム内でお知らせします。）

Q12：なぜ情報の反映に2週間程度かかるのですか。急ぐときはどうすればいいですか？

A12：収納機関により、収納データの作成・送信時期が異なるため、本県が収納済みであることを把握できない期間があります。そのため、概ね1週間程度、最大で2週間程度お待ちいただくことがあります。
納付後すぐに車検を受ける場合には、従来どおり車検用納税証明書の提示をお願いします。
なお、収納データが本県に届いていない場合に、県税事務所で車検用納税証明書を発行するためには、受領印のある領収証書原本が必要になります。そのため、金融機関等の窓口でご納付ください（キャッシュレス納付では領収証書が発行されないため、車検用納税証明書を発行できない場合があります）。

Q13：車台番号ってなんですか。どこを見ればいいですか。

A13：車両1台ごとに割り当てられる固有の識別番号です。車検証（自動車検査証）の「車台番号」欄をご確認ください。

【結果のみかた ○×ー】

Q14：照会結果が“×”の場合、どうしたらいいですか。

A14：その自動車について、自動車税のご納付が完了していない可能性があります。

以下のことをご確認ください。香川県県税事務所までお問合せください。

- ① 自動車税の納付ができていないかどうか（アプリ・ATMなどの操作を誤ったため納付ができていない。香川県以外の団体に納付をしていた。別の車両の自動車税を納付していたといったケースにもご注意ください）。
- ② 納付後すぐに、本システムでの照会をしていないか（収納データが香川県に届いていない可能性があります）。
- ③ 納期限後の納付でないか（延滞金がかかる可能性があります）。

納付後すぐに車検を受ける場合には、従来どおり車検用納税証明書の提示をお願いします。

なお、収納データが本県に届いていない場合に、県税事務所で車検用納税証明書を発行するためには、受領印のある領収証書原本が必要になります。そのため、金融機関等の窓口でご納付ください（キャッシュレス納付では領収証書が発行されないため、車検用納税証明書を発行できない場合があります）。

Q15：本税の納付が完了しているのに照会結果が“×”となっています。なぜでしょうか？

A15：収納データが本県に届いていないため“×”になっている可能性や、本税の納付は完了しているものの、納期限後の納付により延滞金が未納であるため“×”になっている可能性があります。そのため、香川県県税事務所までお問い合わせください。

納付後すぐに車検を受ける場合には、従来どおり車検用納税証明書の提示をお願いします。

なお、収納データが本県に届いていない場合に、県税事務所で車検用納税証明書を発行するためには、受領印のある領収証書原本が必要になります。そのため、金融機関等の窓口でご納付ください（キャッシュレス納付では領収証書が発行されないため、車検用納税証明書を発行できない場合があります）。

Q16：車検証上の「使用の本拠地」が今年の 4/1 時点では香川県内でしたが、その後、香川県外に変更している（他県ナンバーに変更している）場合、このシステムで照会可能でしょうか？

A16：自動車税は毎年 4/1 時点の所有者（所有権留保車の場合は使用者）の方に、その年度 1 年分の納税義務があります。県外ナンバーに変更された場合、変更前の香川県内の登録番号（香・香川・高松ナンバー）で翌年度の納期限の前日まで照会が可能です。

ただし、本システムは香川県内に登録があった期間の情報しか分かり得ないため、本システムでの照会結果が“○”の場合でも、県外への変更後に何らかの原因で JNK S と連携しない場合があります。その場合、車検を受けることができないことがあります。

Q17：5月に本システムで照会した結果が“O”だったのに、6月に車検を通そうとしたら通りませんでした。なぜですか？

A17：車検を通すためには、自動車税（納期限（通常は5/31）が到来しているもの）について、全額（延滞金も含む）を納付していることが必要です。

車検を受けようとする年度がX年度の場合、

- ・納期限の前日までに本システムで照会した場合：前年度（X-1年度）までに課税した自動車税の納付に基づく結果
- ・納期限以降に本システムで照会した場合：今年度（X年度）までに課税した自動車税の納付に基づく結果

を表示しています。※今年度への更新は納期限の午前10時（予定）です。

前年度分の自動車税の完納で車検を受けられるのは納期限の前日までですので、納期限以降は今年度分の自動車税の納付が必要となります。

（例）

【RX年度】納期限：5/31（火）

5/30（月）～ 5/31（火）更新前まで	5/31（火） 午前10時更新	6/1（水）	6/2（木）
RX-1年度までに課税した自動車税の納付に基づく結果		RX年度までに課税した自動車税の納付に基づく結果	

【RY年度】納期限：6/1（月）

5/30（土）	5/31（日）～ 6/1（月）更新前まで	6/1（月） 午前10時更新	6/2（火）
RY-1年度までに課税した自動車税の納付に基づく結果		RY年度までに課税した自動車税の納付に基づく結果	

【RZ年度】納期限：6/2（月）

5/30（金）	5/31（土）	6/1（日）～ 6/2（月）更新前まで	6/2（月） 午前10時更新
RZ-1年度までに課税した自動車税の納付に基づく結果			RZ年度までに課税した自動車税の納付に基づく結果

Q18：照会結果が“－”と表示される。

A18：要因として以下のいずれかが考えられます。

- ・登録番号と車台番号下4桁のいずれか又は両方が誤っている
- ・軽自動車、自動二輪車を照会している
- ・現在は「香・香川・高松」ナンバーの自動車だが、4月1日現在は他県ナンバー（年度途中で香川県に転入した）自動車
- ・抹消登録済みの自動車

Q19：次のような場合はどう表示されますか。

- ①非課税車
- ②課税免除車
- ③課税留保車
- ④減免車

A19：原則として、以下のとおりです。

- ①・②：○（納付すべき税額が無いことから、納付済みと同じ扱いとなるため）
- ③：×
- ④：減免処理が反映されるまでは「×」、反映後は「○」

※減免申請済みで、その処理が反映されるまでの間に車検を受ける場合は、従来どおり車検用納税証明書の提示が必要ですので、県税事務所までお問い合わせください。